

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	（１）特別管理特定水産資源等の資源管理措置 ①ＴＡＣ報告事項の追加 ②ＴＡＣ報告に関する記録作成・保存義務 ③ＴＡＣ報告義務違反者に対する停泊命令等 ④衛星船位測定送信機等の通信妨害等の禁止 （２）特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置 ①伝達義務及び取引記録の作成等の義務 ②違反者に対する勧告・命令 ③届出義務 ④輸出の規制
規制の区分	拡充
担当部局	水産庁 漁政部 加工流通課
評価実施時期	令和５年１１月～令和６年２月
規制の目的、内容及び必要性等	漁業法においては、漁獲可能量による管理を基本とすることとし、第２６条第１項及び第３０条第１項に基づく漁業者からの漁獲量等の報告（以下「ＴＡＣ報告」という。）を受けて、漁獲可能量を超えた漁獲が行われないよう資源を管理しているところ。 特に、太平洋クロマグロは中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）において各国別の漁獲可能量を定めるなど厳格な資源管理が実施されており、太平洋クロマグロの資源量は歴史的低水準であった２０１０年の約９,８００トンから、２０２０年には約６.５万トンまでに回復するなど、資源管理の取組の成果が出つつある状況にある。 このような中、令和５年２月に太平洋クロマグロについて、ＴＡＣ報告義務違反で関係者が逮捕される事案（以下「本事案」という。）が発生したところであり、同様の事案の再発を防止することが急務になっている。 【規制の内容】

	(1) 特別管理特定水産資源等の資源管理措置（漁業法） ① T A Cによる管理を行う特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、資源管理に関する国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるもの（以下「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときのT A C報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を法定化する ② 特別管理特定水産資源の採捕をした者は、船舶等の名称、個体ごとの重量等の記録を作成し、農林水産省令で定める期間保存しなければならないこととする ③ 特別管理特定水産資源等を採捕する者が、①の報告義務に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときについて、第 27 条及び第 34 条の即時の停泊命令等の対象に加えることとする。 ④ 第 52 条第 2 項に規定する農林水産大臣による衛星船位測定送信機等の設置及び常時作動の命令を受けた者は、通信の妨害等の行為を行ってはならないこととする。 (2) 特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律） 漁業法に規定する特別管理特定水産資源（同法の規定による措置のみによって違法かつ過剰な採捕を有効に防止できると認められるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した採捕が行われるおそれが大きいこと等が認められるものとして、農林水産省令で定める水産動植物を、特定第一種第二号水産動植物と定義する。 特定第一種第二号水産動植物の採捕者及び特定第一種第二号水産動植物等を譲り受けた取扱事業者等に、その水産動植物等の譲渡し等をする際にその名称、船舶等の名称、重量その他農林水産省令で定める事項の伝達義務を課すとともに、取引記録の作成等の義務（①）、違反者に対する勧告・命令（②）、届出義務（③）、輸出の規制（④）を設ける。
想定される代替案	T A C報告義務違反に係る漁獲物の流通を禁止する。
直接的な費用の把握	
遵守費用	(1) 特別管理特定水産資源等の資源管理措置 ① T A C報告事項の追加

従来、T A C報告は、都道府県等の指定のファイルに数値を入力する方法で行っており、「個体の数」を追加で報告させることとしても、それ以外の項目の入力と一連の作業で行うこととなることが想定されるため、追加の遵守費用は生じない。

② T A C報告に関する記録作成・保存義務

採捕漁船名、個体の重量等の事項の記録については、商慣行上作成される取引伝票に記載され、保存されていることが多く、当該伝票を作成・保存することで本義務を遵守できることとなるため、追加の遵守費用は生じない。

③ T A C報告義務違反者に対する停泊命令等

停泊命令等についてはT A C報告義務に違反した場合に限って行われるものであるため追加の遵守費用は生じない。

④ 衛星船位測定送信機等の通信妨害等の禁止

命令を受けて衛星船位測定送信機等を設置している者に対して、当該機器の通信の妨害を行ってはならない旨を規定するものであるから、当該機器を適切に使用している者に対して追加の遵守費用は生じない。

(2) 特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置

① 伝達義務及び取引記録の作成等の義務

伝達及び取引記録の作成・保存を求める事項については、商慣行上作成される取引伝票等に記載して相手方に交付され、各事業者において保存されることが多いものであることから、追加の遵守費用は生じない。なお、伝達義務については、Q Rコード等を用いた効率的な方法によることも認める見込み。

② 違反者に対する勧告・命令

伝達義務及び記録の作成等に違反した者に限って行われるものであることから、規制を遵守している者に対して、新たな遵守費用は生じない。

③ 届出義務

届出に要する時間を2時間、届出を行う事業者の従業員の時間単価を1,494円(令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)の農林水産・鉱業平均年間給与から計算)、クロマグロを取り扱う可能性のある事業者数を約3,000者(農水省調べ)と仮定すると遵守費用は約900万円と推計できる。

④ 輸出の規制

適法漁獲等証明書の申請書作成に要する時間を1時間、届出を行う事業者の従業員の時間単価を1,494円、年間

	の太平洋クロマグロの輸出件数を約 500 件（農水省調べ）と仮定すると遵守費用は約 75 万円と推計できる。
行政費用	（１）特別管理特定水産資源等の資源管理措置 ①ＴＡＣ報告事項の追加 漁業法に基づくＴＡＣ報告は、「ＴＡＣ報告システム」で管理しており、当該システムに報告項目を追加する改修を行う必要がある。改修に要する費用である約 600 万円（事業者からの聞き取りによる。）が行政費用として見込まれる。 また、報告事項に追加される「個体の数」を確認する必要が生じるが、それ以外の項目の確認と一連の作業で行うこととなることが想定されるため、追加の行政費用は生じない。 ②ＴＡＣ報告に関する記録作成・保存義務 記録の作成・保存は各事業者によって遵守されるものであり、追加の行政費用は生じない。 ③ＴＡＣ報告義務違反者に対する停泊命令等 停泊命令等の対象となる違反者を覚知した場合には、事実認定及び命令発出のための手続が発生することが見込まれ、一連の作業に要する時間を 6 時間、停泊命令に係る事務を行う職員時間単価を 2,663 円（令和 5 年国家公務員給与等実態調査（人事院）における平均給与月額から計算）と仮定すると、行政費用は約 1.6 万円と推計できる。なお、ＴＡＣ報告義務違反を繰り返し行うおそれがある事例の件数はこれまで把握していないことから、年間の見込み件数を算定することは困難であるが、年間 5 件と仮定すると、行政費用は約 8 万円と推計できる。 ④衛星船位測定送信機等の通信妨害等の禁止 命令を受けて衛星船位測定送信機等を設置している者に対して、当該機器の通信の妨害を行ってはならない旨を規定するものであるから、追加の行政費用は生じない。 （２）特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置 ①伝達義務及び取引記録の作成等の義務 伝達義務及び取引記録の作成等の義務は事業者において行われるものであることから、追加の行政費用は生じない。 ②違反者に対する勧告・命令 伝達義務等の違反者を覚知した場合には、事実認定及び勧告・命令の発出のための手続が発生することが見込まれ、一連の作業に要する時間を 6 時間、勧告・命令に係る事務を行う職員時間単価を 2,663 円、と仮定すると、行

		政費用は約 1.6 万円と推計できる。なお、制度施行前の現段階で年間の違反の見込み件数を算定することは困難であるが、年間 5 件と仮定すると、行政費用は<u>約 8 万円</u>と推計できる。 ③届出義務 届出の受理に要する時間を 0.5 時間、届出の受理を行う職員時間単価を 2,663 円、届出件数を 3,000 件（農水省調べ）と仮定すると、業務増に係る行政費用は<u>約 400 万円</u>と推計できる。 ④輸出の規制 適法漁獲等証明書の審査に要する時間を 0.75 時間、届出の受理を行う職員時間単価を 2,663 円、申請件数を年間約 500 件（農水省調べ）と仮定すると、業務増に係る行政費用は<u>約 100 万円</u>と推計できる。
直接的な効果（便益）の把握		特別管理特定水産資源等の資源管理措置の導入により、個々の漁獲物の伝票等の記録と TAC 報告の内容を照合すること等が可能となり、違反行為者に対し迅速かつ実効性のある取締りを行うことができるようになる。 さらに、特定第一種第二号水産動植物等の流通の適正化措置の導入により、適正に事業を行っている者が競争上不利益を被ることがなくなり、TAC 報告義務に違反した漁獲物の流通を抑止することが可能となる。 これらにより、TAC 報告義務の確実な履行が確保でき、水産資源の持続的な利用が可能となる等の効果が見込まれる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握		無秩序な IUU（違法・無報告・無規制）漁業は、国際的に取締りの強化が強く求められているところであり、我が国における TAC 報告義務違反を防止する規制を導入することにより、国際的な評価につながる可能性がある。 また、情報の伝達義務については、QRコード等を用いた電子的な方法での伝達も認める見込みであり、電子的な方法が主流となった場合は、漁業現場及び流通現場のスマート化に寄与する可能性がある。
費用と効果（便益）の関係		本規制の導入に係る費用として、遵守費用は約 975 万円/年、行政費用は約 1,116 万円/年が見込まれる一方、本規制の導入により、TAC 報告義務の違反者に対し迅速かつ実効性のある取締りを行うことや TAC 報告義務に違反した漁獲物の流通を抑止することが可能となることで、TAC 報告義務の確実な履行が確保でき、水産資源の持続的な利用が可能となる等の効果が見込まれるため、本規制を導入することは妥当であると考えられる
代替案との比較		規制案と代替案を比較すると、代替案では規制案よりも効果が得られる可能性があるものの、漁業関係者、行政ともに多大な費用を要する。さらに、規制案と異なり、過剰な規制により鮮度の低下等による副次的な漁業者・流通業者・消費者の便益の低下が生じる可能性が高い。これらの費用と便益を総合的に鑑みると、規制案をとることが妥当である

	と考える。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	改正法施行後 5 年を目処に実施する。
備考	